

事務職員能力認定制度規則

(平成十九年八月二十四日規則第二百一十一号)

改正 令和 三年 六月一日

(目的)

第一条 この規則は、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が、弁護士会員、弁護士法人会員又は共同法人会員の法律事務所勤務する事務職員（以下「事務職員」という。）を対象に行う研修、試験等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研修)

第二条 本会は、事務職員が弁護士業務を補助するために必要な実体法及び手続法並びに弁護士倫理に関する知識を習得し、その能力を向上させるために必要な事務職員研修（以下「研修」という。）を、継続的に実施する。

2 研修の受講資格、内容、時期その他の実施に関する事項については、細則で定める。

(能力認定試験)

第三条 本会は、毎年一回、事務職員を対象として、弁護士業務を補助するために必要な実体法及び手続法並びに

- 1 -

弁護士倫理に関する知識の習得について認定をするための試験（以下「能力認定試験」という。）を実施する。

2 能力認定試験の受験資格、内容、時期その他の実施に関する事項については、細則で定める。

(合格者名簿)

第四条 本会は、能力認定試験の合格者に対して合格証書を発行する。

2 本会は、合格者名簿を作成し、合格者の氏名を登録する。

(細則)

第五条 この規則を実施するため必要な細則は、会長が定める。

(手数料)

第六条 本会は、研修及び能力認定試験に関し、その受講者及び受験者から、必要な手数料を徴収することができる。

(委託)

第七条 能力認定試験は、本会が能力及び体制において適当と認める法人を指定し、その法人に委託して実施することができる。

附 則

- 2 -

この規則は、平成十九年八月二十四日から施行する。

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創
設に係る外国弁護士による法律事務の取扱
いに関する特別措置法の一部改正に伴う規
則の整備に関する規則（第一条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）